

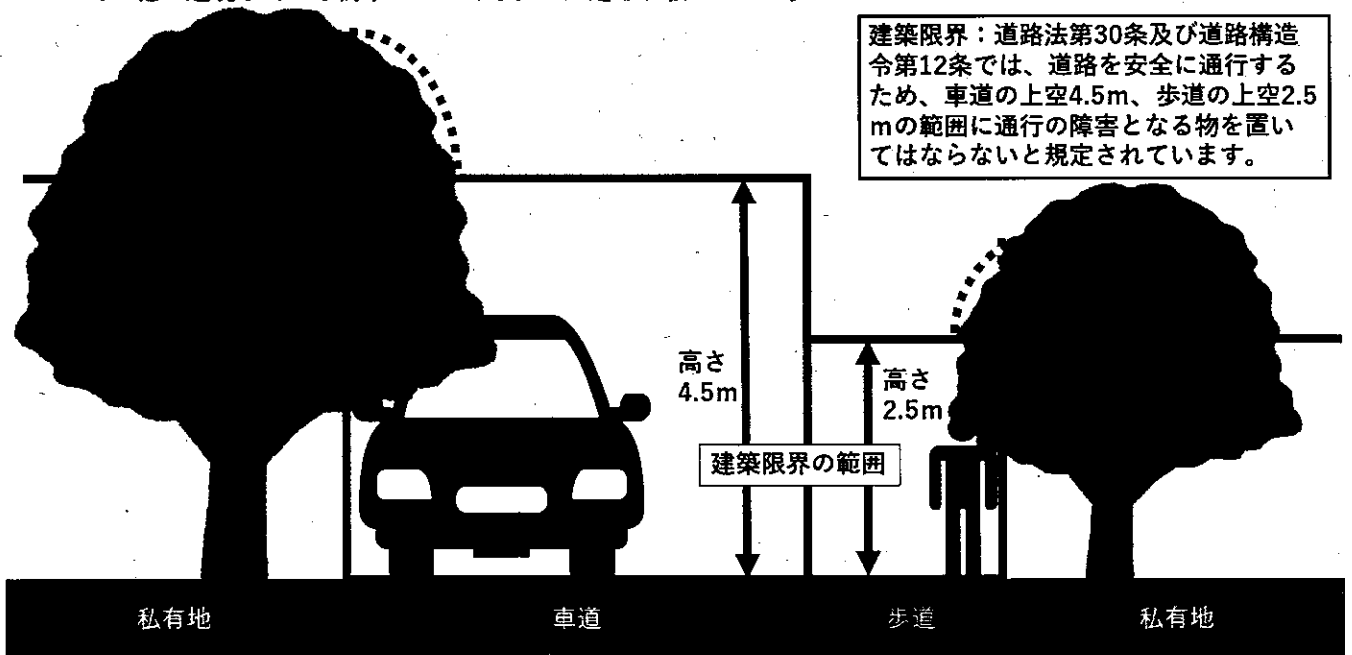
道路に越境した樹木等のせん定・伐採にご協力をお願いします

私有地から車道や歩道に樹木等の枝葉の一部が越境していると、車両や歩行者の通行の妨げになり、事故等の原因となるため危険です。安全確保のため下図の範囲の枝葉を土地所有者でせん定・伐採していただくようお願いします。

○せん定・伐採が必要となる範囲

- ・車道高さ4.5m以内または歩道高さ2.5m以内に越境している樹木は、すみやかなせん定をお願いします。
- ・その他の越境している樹木についても、せん定をお願いします。

建築限界：道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。



道路に越境した樹木等を発見した場合

道路に越境した樹木等を発見した場合は、町に連絡をいただくと同時に、地域の方にもご協力をいただき、土地所有者等へのお声がけをいただきますようお願いいたします。

寒川町HP



お問い合わせ先
道路課管理担当

住所：253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111(内線：311、312、313)